

償却資産のあらまし

[目 次]

1. 償却資産とは	1 P
2. 業種別の主な償却資産	1 P
3. 申告が必要な資産	2 P
4. 申告が不要な資産	2 P
5. リース資産（借用資産）について	3 P
6. 国税との主な違い	3 P
7. 資産種類ごとの主な償却資産	4 P
8. 「家屋」と「償却資産」の区分	4 P
9. 償却資産の対象となる車両	6 P

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抜粋）

（固定資産の申告）

第三百八十三条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。）は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

（固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪）

第三百八十五条 第三百八十三条から前条までの規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第三百八十六条 市町村は、固定資産の所有者（第三百四十三条第九項及び第十項の場合には、これらの規定により所有者とみなされる者とする。第三百九十三条及び第三百九十四条において同じ。）が第三百八十三条若しくは第三百八十四条の規定により、又は現所有者が第三百八十四条の三の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

◎ 償却資産に係る固定資産税の免税点について

課税標準額の合計が 150 万円に満たない（免税点未満）場合、固定資産税は課税されません。ただし、免税点未満であっても、償却資産の申告は必要です。

名張市 市民部 課税室（資産税担当）

〒518-0492 三重県名張市鴻之台 1 番町 1 番地 TEL 0595-63-7437

1 償却資産とは

固定資産税という償却資産とは、土地及び家屋以外の事業のために使用する資産です。

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、事業のために用いている構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品などが対象となり、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上では、その減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入される資産です。

2 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
共通 (事務所等)	パソコン、コピー機、エアコン、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、タイムレコーダー、金庫、看板、ネオンサイン、舗装路面、門、塀、駐車場設備、受変電設備 等
不動産貸付業	柵、照明等の電気設備、消火器、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、植樹、集合郵便受、等
製造業	金属製品製造加工機械・食料品製造加工設備、旋盤、ボール盤、プレス、コンプレッサー、充電器、圧縮機、測定・検査工具 等
建設業	ブルドーザ、パワーショベル、フォークリフト等の大型特殊自動車（自動車税・軽自動車税の対象を除く）、発電機、ポンプ 等
飲食店業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、レジスタ、カラオケ機器、テレビ、放送設備、冷蔵庫 等
理美容業	理容・美容イス、洗面設備、タオル蒸し器、ドライヤー、パーマ機、消毒殺菌器、サインポール、等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機、ビニール包装設備、ボイラー 等
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、日よけ 等
自動車整備業	施盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、オートリフト、充電器、洗車機、ジャッキ、溶接機、照明設備 等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、ベッド、血圧計、各種キャビネット等
農業	ビニールハウス、乾燥機、糶すり機、自動選別計量機、農耕作業用自動車（大型特殊自動車） 等

※資産の種類については 4P、耐用年数については 7P を参照下さい。

3 申告が必要な資産

令和8年1月1日現在において事業の用に供することができる土地・家屋以外の資産で、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 税務会計上固定資産に計上し、減価償却の対象となる資産
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産で、現に事業の用に供している資産
- (3) 遊休資産又は未稼働の資産
- (4) 簿外資産で、現に事業の用に供している資産
- (5) 税務会計上耐用年数を経過し、償却済みの資産（資産を事業用に使用している場合は、耐用年数が経過していても申告が必要です。）
- (6) 決算期以降1月1日までの間に取得した資産で、固定資産勘定に未計上の資産
- (7) リース資産であっても、契約の内容が割賦販売と同様の資産
- (8) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等を行っている資産（中小企業者等が取得した30万未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産等）
- (9) 福利厚生のために供している資産
- (10) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満であっても、個別に減価償却を行っている資産
- (11) 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無に関わらず固定資産税の課税対象となります。）
- (12) 賃貸ビル等を借りて事業されている方（テナント）が、平成16年4月1日以降に取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

4 申告が不要な資産

次のいずれかに該当する資産は、上記3に該当する場合であっても固定資産税の課税対象外となりますので、申告の必要はありません。

- (1) 無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、商標権、ソフトウェア、営業権等）
- (2) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両（無登録のものも含みます。）
- (3) 生物（ただし、観賞用・興行用のは申告の対象です。）
- (4) 書画骨董（ただし、複製品等、単に装飾目的で使用されるものは申告の対象です。）
- (5) 用途廃止資産
- (6) 平成20年4月1日以降に締結されたファイナンス・リース取引に係るリース資産で、取得価額が20万円未満の資産
- (7) 使用可能期間1年未満の資産
- (8) 取得価額が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入された資産
- (9) 取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年間で一括して償却する資産

5 リース資産（借用資産）について

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、資産を借りている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた申告区分は、下表のようになります。

リース契約内容	資産を借りている方	資産を貸している方
<期間満了と同時に資産が回収されるような場合> 通常の賃貸借契約によるリース資産	申告不要	申告が必要 (*1)
<所有権留保付割賦販売等の、リース満了後に資産が使用者の所有物になるような場合> 実際の売買に当たるようなリース契約の資産	申告が必要	申告不要

*1 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定されているリース資産（所有者移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産）については、所有者（貸し手側）が当該資産を取得した時の価額が20万円未満である場合、償却資産の申告の必要はありません（地方税法施行令第49条ただし書）。

なお国税においては、平成19年度税法改正により、所有権移転外ファイナンスリース取引は売買取引として取り扱われ、借主が減価償却をすることになりましたが、固定資産税においては変更なく、貸主が申告することになります。

6 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（所得税・法人税）の取扱い
償却計算の期間（基準日）	暦年（賦課期日制度 1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法 ただし、減価率は固定資産評価基準別表15に定める減価率（国税の取扱い上の旧定率法の償却率と同じ率）を適用	定率法・定額法の併用・選択制など
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却 （所得税法・法人税法）	認められます （税務署への届出書の写しを添付してください。）	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円（備忘価額）
共有資産	合算し共有名義で申告	持分を減価償却

7 資産種類ごとの主な償却資産

資産の種類		固定資産税の課税対象となる償却資産の例示	
第1種	構築物	構築物	舗装路面、外構工事、水槽、緑化施設、庭園、門、堀、看板、煙突、外灯、広告塔等
		建物付属設備 ※詳しくは下記「8」	受変電設備、自家発電設備、工場用動力配線、中央監視制御装置、LAN設備、ネオンサイン等
		建物の所有者と異なるもの(テナント)が設置した設備	テナントが取り付けた内装、内部造作、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
第2種	機械及び装置	電気機械、土木機械、建設機械、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理などに使用する機械及び装置等	
第3種	船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、漁船等	
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車、各種運搬車等 ※自動車税・軽自動車税の対象を除く。	
第6種	工具、器具及び備品	机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、パソコン、ファクシミリ、コピー機、陳列ケース、ルームエアコン、自動販売機、放送設備、レジスタ、衝立、テレビ、測定工具、検査工具、医療器具、理容・美容器具、ネオン看板、金型等	

※耐用年数については、7Pをご参照ください。

8 「家屋」と「償却資産」の区分

「家屋(建物)」とは屋根及び周壁等があり、土地に定着した建造物であって、居住、作業、貯蔵等の用途に供しうる状態にあるものをいいます。

家屋(建物)には、建築設備(電気設備、衛生設備、空調設備、運搬設備など)が含まれ、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して評価します。当該家屋が自己所有であるか借家であるかによって、その区分が異なります。

◆償却資産として申告が必要なもの(具体例は次頁)

① 自己所有の家屋で事業をしている場合

特定の生産又は業務の用に供されるものや独立した機械・装置として性格が強いもの、家屋と構造上一体でないもの。

② 借家で事業をしている場合

賃借人(テナント)が取り付けた内装・造作及び建築設備(エアコン等を含む)等について全て。

<家屋と償却資産の区分表>

家屋（建物）に取り付けられた、電気設備などの建物付属設備については、家屋と償却資産に区分して課税することになっており、主な区分は下記のとおりです。

◎：申告必要 ○：家屋のため申告不要

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有区分				
			自己所有		借家		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○				
電気設備	受変電設備	設備一式		◎			
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎			
	中央監視設備	設備一式		◎			
	電灯照明設備	屋外設備一式			◎		
		屋内設備一式		○			
	電力引込設備	引込工事		◎			
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		
		上記以外の設備		○			
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		
		上記以外の設備（配管・配線等）		○			
	LAN設備	設備一式		◎			
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		
		配管・配線等		○			
	インターホン設備	集合玄関機（エントランスで各世帯と話す機器）等			◎		
		上記以外の設備		○			
テレビジョン共同視聴設備	受像機（テレビ）			◎			
	アンテナ、配管等		○				
避雷設備	設備一式		○				
火災報知設備	設備一式		○				
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎			
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		○			
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器、湯沸器用）			◎		
		局所式急騰設備（ユニットバス用、床暖房用等）中央式給湯設備		○			
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		
		屋内の配管等		○			
衛生設備	設備一式（便器、洗面器等）		○				
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、等			◎			
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○				
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎			
		上記以外の設備		○			
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		
		上記以外の設備		○			
その他設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎			
		エレベーター、エスカレーター、等		○			
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		
		上記以外の設備		○			
	洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備			◎		
上記以外の設備			○				
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、材サイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ごみ処理設備、マルチックス、カーテン、ブラインド等		◎			
外構工事	外構工事	工事一式（門・堀・緑化施設等）		◎			

◎ 賃借人（テナント）の負担で取り付けられた資産は全て償却資産として、賃借人（テナント）が申告してください。

9 償却資産の対象となる車両

下表に記載されている車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。

ナンバーの有無にかかわらず、すべて申告してください。

※ただし、同種の車両であっても、下表右の要件にすべて該当しない場合は、小型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車の登録が必要です。

＜道路運送車両法施行規則第2条別表第1より＞

大型特殊自動車の種類	自動車の構造および原動機	大型特殊自動車の要件
一般用 ・ 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイパ、ダンプ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のものを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に 1つでも該当する場合は、大型特殊自動車 です。 ①最高速度が <u>15km/h</u> を超える。 ②長さが <u>4.7m</u> を超える。 ③幅が <u>1.7m</u> を超える。 ④高さが <u>2.8m</u> を超える。
農耕 作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が <u>35km/h</u> 以上の場合 は大型特殊自動車です。
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

耐用年数表（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」等より抜粋）

資産種類	細目	耐用年数	
構築物	建物	物置(簡易なもの)・ゴミ置場	7
	建物付 属設備	可動間仕切り(簡易なもの)	3
		受変電設備	15
	構築物	工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園	7 20
		舗装路面 コンクリート敷、ブロック敷 アスファルト敷	15 10
		露天式立体駐車場設備	15
		下水道(コンクリート造)	15
		コンクリートブロック塀 フェンス(金属造の塀)	15 10
		広告用のもの 金属造 その他のもの	20 10
		外灯	10
		機械装置	立体駐車場のカーテンブル
	食料品製造業用設備		10
	自動車整備業用設備		15
農業用設備	7		
クリーニング設備	13		
太陽光発電システム	17		
工具・ 器具・ 備品	家具	事務机、椅子、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
		応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8
	電気 機器	陳列棚、陳列ケース 冷凍機付または冷蔵機付 その他のもの	6 8
		ガス機器	その他の家具 接客業用のもの
	及び 家庭 用品	ラジオ、テレビ、テープレコーダー、 その他の音響機器	5
		冷房用または暖房用機器、 冷蔵庫、洗濯機、その他類 似の電気機器、ガス機器	6
		じゅうたん、その他床用敷物 小売業、接客業用のもの その他のもの	3 6

資産種類	細目	耐用年数	
工具・ 器具・ 備品	家具、 電気機器 ガス機器、 及び 家庭用品	カーテン、座布団、寝具、丹 前、その他の類似の繊維製品	3
		食事または厨房用品 陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの	2 5
		その他 主として金属性のもの その他のもの	15 8
	事務・ 通信機器	電子計算機 パソコン(サーバ-用のもは除 く) その他のもの(サーバ-)	4 5
		複写機、計算機、レジスタ タイムレコーダーその他こ れらに類するもの	5
		電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備 その他のもの	6 10
		看板、サイン及び気球 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5
	看板広告 器具		
	金庫	手さげ金庫 その他のもの	5 20
	理容又は 美容機器		5
	医療機器	消毒殺菌用機器 手術機器 調剤機器 歯科診療用ユニット その他のもの	4 5 6 7
		レントゲン、その他電子装置 使用機器 移動式のもの、救急医療 用のもの及び自動血液 分析器 その他のもの	4 6
		前掲のも の以外の もの	漁具 自動販売機 無人駐車管理装置